処分基準(公表用)

様式第4号

No.

			是	区用)	司	「管部(局)・課	農林水産部	
	法令名	佐賀県種畜検査条例			法令番号	昭和34年条例		<u> </u>
	手続名	証明書の効力の停止又は	取り消し		根拠条項	第8条		
処 分 基 準	証明書の有効期間内であっても、疾病その他の事由により種畜として不適当と認めた時は、知事はその効力を停止し又は取り消すことができる。 なお、証明書の有効期間は、検査に合格した日から次の定期検査までとする。 (参考) ・受検資格 1 ランドレースス種及びその他知事が適当と認めたのも 2 生後8月以上を経過したもの 3 血統及び産地が明確なもの ・合格基準 1 品種固有の特徴を具備し、資質優秀で発育良好なもの 2 伝染性疾患、遺伝性疾患及び繁殖機能の障害を有しないもの							
対応		引の実施 処理 月の機会の付与 機関	畜産課	交付 機関	畜産課		目次 No	

機関

機関

区分

② 弁明の機会の付与